

飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第15弾）の 申請受付開始等について

千葉県感染拡大防止対策協力金（第15弾：要請期間は令和4年1月21日から2月13日まで）について、令和4年2月14日（月）午後3時から申請受付を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、専用ポータルサイト及び専用コールセンターについては、2月7日（月）に開設します。

1 申請受付

【方 法】 オンラインまたは郵送

【受付期間】 令和4年2月14日（月）～令和4年3月30日（水）

※千葉県感染拡大防止対策協力金（第15弾）の概要は別紙のとおりです。

※協力金の制度の詳細は、ポータルサイトに掲載する申請要領を御確認ください。

2 専用ポータルサイト【2月7日（月）午後1時 開設】

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト（第15弾）

【アドレス】 <https://chiba-inshokukyouryokukin.com/>

※過去の協力金（第1弾～第14弾）とアドレスが異なります。

3 オンライン申請について

・2月14日（月）午後3時からマイページ登録及びオンライン申請ができます。

・オンライン申請の場合、マイページ登録が必須となります。

※過去（第11弾～第14弾）にマイページ登録をされた方も、第15弾では改めてマイページ登録が必要です。

・マイページ登録及びオンライン申請は、上記アドレス（専用ポータルサイト）から行ってください。

4 郵送申請について

・郵送の場合3月30日（水）までの消印有効です。

・申請手続等を定めた「申請要領・様式」は、2月8日（火）午後から市区町村役場、商工会及び商工会議所等で入手いただけます。

5 専用コールセンター【2月7日（月）午前9時 開設】

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター（第15弾）

【電話番号】 0570-783939

※過去の協力金（第1弾～第14弾）と電話番号が異なります。

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

千葉県感染拡大防止対策協力金（第15弾）の概要

1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮等の要請に御協力いただいた飲食店に対し、事業規模に応じた協力金を店舗ごとに支給する。

2 第15弾の概要（時短要請期間：令和4年1月21日～令和4年2月13日）

（1）対象事業者

原則として、令和4年1月21日から2月13日までの全期間、要請に御協力いただいた県内の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

（2）主な支給要件及び支給額

ア 主な支給要件

（ア）21時から翌朝5時まで営業自粛すること。

（イ）同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること（ただし、乳幼児、介助者などやむを得ない場合を除く）。

同一グループ・同一テーブルは原則4人以内である旨を店舗入口及び店内に掲示し、利用者に周知すること。

※ワクチン接種済証等やPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。

（ウ）以下の感染防止対策を全て実施している認証店又は確認店であること。

- ・換気の徹底
- ・アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク^(※)着用の推奨（※不織布マスクを推奨）

（エ）令和3年10月25日から協力開始日の前日までの間、21時から翌朝5時までの間に営業時間を設け、営業していること（当該期間において全て休業するなど、営業実態がないと判断される場合は対象外とする）。

イ 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×24日分

1月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、
1月26日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から2月13日まで
の日数分を支給します。

【中小企業又は個人事業主】

令和3年、令和2年又は平成31年（令和元年）の1日あたりの売上高（※1）

8万3,333円以下の店舗 2.5万円

8万3,333円超～25万円の店舗 1日あたりの売上高×0.3

25万円超の店舗 7.5万円

1店舗あたり60万円から180万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業、個人事業主も選択可能

令和3年、令和2年又は平成31年（令和元年）からの

1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4

（上限額は、20万円、又は、令和3年、令和2年又は平成31年（令和元年）の
1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額）

1店舗あたり最大480万円（全期間御協力いただいた場合）

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和3年又は平成31年1、2月の飲食部門の売上高の合計額÷59日

又は令和2年1、2月の飲食部門の売上高の合計額÷60日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

（令和3年、令和2年又は平成31年1、2月の売上高の合計額（1月21日～2月13日分）

－ 令和4年1、2月の売上高（1月21日～2月13日分）の合計額）÷24日

※上記計算方法のほか、以下の方法で申請いただくことも可能です。

令和4年1、2月の飲食部門の売上高の合計額が1か月分確定してから申請する場合

（令和3年又は平成31年1、2月の売上高の合計額－ 令和4年1、2月の売上高の合計額）÷59日

又は [(令和2年1、2月の売上高の合計額) ÷60日] － [(令和4年1、2月の売上高の合計額) ÷59日]

※3 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。